

### (3) 年金制度

国が運営する年金のことを公的年金といいます。公的年金とは、「老齢」「障害」「死亡」という個人では避けられない3つのリスクに備え、働くうちに保険料を出し合い、いざというときに生活を支える仕組みです。日本には職業によって異なる3つの年金制度があります。

- ・国民年金：日本に住むすべての人が20歳から60歳になるまで加入する年金。将来基礎年金を受け取ることができます。国民年金は20歳になったら必ず加入しなければなりません。
- ・厚生年金：サラリーマン等が加入する年金。将来国民年金に上乗せされた厚生年金を受け取ることができます。
- ・共済年金：教員・公務員等が加入する年金。将来国民年金に上乗せされた共済年金を受け取ることができます。

#### 〈年金の給付〉

年金の給付は大きくわけて3種類あります。

- ・老齢年金：65歳になったときに受け取ることができます。(詳しくはPO参照)
- ・障害年金：病気や事故で障害が残ったとき、障害の程度に応じて受け取ることができます。(詳しくはPO参照)
- ・遺族年金：死亡した時に残された妻や子に払われる年金。加入している年金制度によって、受給要件や金額が異なる。

※お問い合わせは、お近くの年金事務所、年金相談センターまたは「ねんきんダイヤル」へ。

「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でかける場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 8:30~19:00

火～金曜 8:30~17:15 (月は19:00まで)

第2土曜 9:30~16:00

\*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談を受けます。

\*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

### 利用のポイント

★年金の保険料を納めることができないときは？

国民年金の保険料を払うことが経済的に苦しい人のために、保険料の免除制度があります。収入に応じて、保険料が半額・全額免除されます。

また、経済的に苦しい学生に「学生特例制度」、20歳代で保険料が納められない人には「若年者給付猶予制度」があり、保険料を後払いすることもできます。

保険料の納付が難しいときには、区市町村の国民年金課に相談に行きましょう。

### (3) 休職したら

#### ■ 傷病手当金

健康保険組合や協会けんぽに加入している被保険者本人が、病気やけがなどで仕事を休まざるを得なかった時に、給料の約60%が保障される制度です。3日以上連続して仕事を休んだ時に、4日目から支給されます。

＜受けられる期間＞

初めて申請した時から1年6か月以内

※同じ病名で1回（1年6か月）しか受けることはできません。

＜窓口＞健康保険組合・協会けんぽ

### (5) 退職したら

#### ①雇用保険の失業等給付

雇用保険の被保険者だった方が、定年や倒産、自己都合等により離職したときに、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職するのを支援するために支給されるものです。

失業等給付には4種類あり、一般的に失業保険と呼ばれるものは、求職者給付の中の基本手当のことです。

基本手当の支給を受けることができる日数は90日から360日で、年齢、雇用保険の被保険者であった期間、離職の理由などによって異なり、原則として離職後1年間に限り支給を受けることができます。基本手当は失業者であれば誰でももらえるもの

## 女性のための支援ガイド

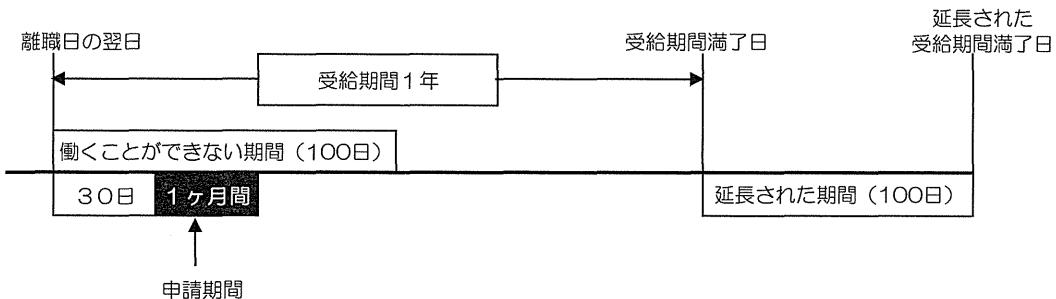
ではなく、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上ある人で、働く意志と能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない人に支給されます。基本手当を受給するためには住所地を管轄するハローワークでの手続が必要です。退職し、職場から離職票等書類をもらったら、なるべく早くハローワークに相談に行きましょう。

### 利用のポイント

基本手当は「働く意志と能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない人」に支給されるため、病気やけが、妊娠・出産等すぐに働くことができない人は、受給することができません。その場合には「受給期間の延長の手続き」が必要になります。

通常受給期間は1年ですが、この手続きをすると「1年+働くことができない期間または休業したい期間」が受給期間になります。受給期間の延長の手続きは、離職日の翌日から30日を過ぎてから1ヶ月以内に手続きができます。窓口は住所地を管轄するハローワークです。

\*受給期間延長の例（働くことができない期間を100日とする）



### ②社会保険被保険者本人の退職後の医療保険について

国民皆保険の我が国では、中途退職または定年退職後にも何らかの医療保険に加入することになっており、退職後に医療を受けるための保障がなされています。退職後は、次のいずれかの手続きが必要となります。

#### 1. 扶養家族になる

退職後、夫や子どもの被扶養者になると、その被保険者が加入している社会保険に加入できる場合があります。ただし、各社会保険ごとに決めてある被扶養者認定基準を満たすことが必要です。

#### 2. 任意継続被保険者になる

退職する日まで継続して2か月以上社会保険の被保険者だった人は、申請により2年間、任意継続被保険者となることができます。任意継続被保険者になると、

## **女性のための支援ガイド**

それまでと同じ保険給付（傷病手当金、出産手当金を除く）を受けることができます。この制度を利用したいときには退職後20日以内に加入していた社会保険に申し出ることが必要です。ただし、働いていたときに事業主と折半していた保険料の事業主の負担分も払うことになるため、保険料は全額自己負担になります。

### 3. 国民健康保険に加入する

上記の1、2に該当しない場合は、国民健康保険に加入します。国民健康保険に加入するときは退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険課で手続きが必要になります。

#### **利用のポイント**

退職後、任意継続被保険者と国民健康保険加入のどちらの手続きをするか決めるポイントの1つとして、保険料があります。退職する時に、退職時に加入している健康保険と、お住まいの区市町村の国民健康保健課に、「保険料はいくらになるか？」と問い合わせし、保険料を比較してみましょう。その上でどちらの健康保険に加入するかきめるのも方法です。

もう一つ、退職後の手続きで忘れてならないのは年金の手続きです。家族の被扶養者になる人は、おそらく健康保険の被扶養者の手続きと同時に年金の手続きがされると思いますが、きちんと確認しましょう。任意継続被保険者と国民健康保険の手続きをされた方は、国民年金への加入の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

## **(6) 生活に困ったら**

### ①お金借りたい時

#### **■生活福祉資金**

失業して次の仕事が見つからず生活に困窮している、所得が下がってしまい子どもの学費が出せないなど、倒産や失業などによって一時的に生活資金に困窮した時に、低利で貸し付けを行う公的支援制度です。低所得世帯、高齢者世帯、失業世帯などに、必要な生活資金を貸し付けます。

<窓口>社会福祉協議会

貸し付けの内容等は、社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

#### **■母子福祉資金**

母子家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を、無利子または低利（年1.5%）で貸し付けています。

＜資金の内容＞

事業開始資金・事業継続資金・就職支度資金・技能習得資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・修学資金・就業資金・就学支度資金

＜対象＞20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母

＜保証人＞連帯保証人が1名必要です（独立生計者）

保証人が立てられない場合、無利子ではなく低利で貸し付ける資金もありますので、詳しいことは窓口で確認をして下さい。

＜審査＞事前審査が必要で、審査の結果、貸し付けされないこともあります

＜償還の方法＞年賦・半年賦・月賦のいずれかで償還します

＜窓口＞区市町村の福祉事務所

※東京都では「母子福祉資金」という名称ですが、多くの都道府県では「母子及び寡婦福祉資金」という名称で同じような制度があります。内容等は各都道府県で異なりますので、窓口に確認してください。

利用のポイント

福祉資金の貸し付けは、母子福祉資金の他にも生活福祉資金（PO参照）や女性福祉資金（PO参照）などがあります。その他、各自治体で独自に行っている資金もあります。それぞれ対象者や資金の内容が異なりますので、自分の状況にあった資金を上手に利用できるように、よく相談してみましょう。相談が上手くいかない時にはソーシャルワーカーに相談してみて下さい。

■ 女性福祉資金

女性が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要な資金を無利子で貸し付けています。

- ＜対象＞1. 配偶者がいない都内に6ヶ月以上お住まいの女性で、  
①親・子・兄弟姉妹などを扶養している人  
②親・子・兄弟姉妹を扶養していない人は、年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する人

## **女性のための支援ガイド**

---

- ・かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方
  - ・婚姻歴のある40歳以上の方
2. 上記に当てはまらない方で、特に貸し付けの必要があると認められた方

<資金の内容>事業開始資金・事業継続資金・就職支度資金・技能習得資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・修学資金・結婚資金・就学支度資金

<審査>審査の結果、貸し付けされないこともあります

<償還の方法>年賦・半年賦・月賦のいずれかで償還します

<窓口>市区町村の福祉事務所

※東京都では「女性福祉資金」という名称ですが、多くの都道府県では「母子及び寡婦福祉資金」という名称で同じような制度があります。内容等は各都道府県で異なりますので、窓口に確認してください。

## **■ 奨学金**

学費に困った時には奨学生を借りることができます。その奨学生の1つとして日本学生支援機構で行っている奨学生貸与事業があります。これは国が実施する貸与型の奨学生です。家計が急変した場合の緊急採用等も年間を通じて行っていますので、学費に困った時には相談してみましょう。

<対象者>大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・大学院で学ぶ人

<奨学生の種類>利息のつかない第一種奨学生と利息（年3%を上限）のつく第二種奨学生があります

<保証人>「人的保証」か「機関保証」のいずれかを選択

- ・人的保証：連帯保証人と保証人の両方を選任することが必要
- ・機関保証：一定の保証料を払うことになるが、連帯保証人や保証人の必要はない

<返還>卒業後に返還します

<審査>家計を支えている人の年収・所得金額や学生の成績によっては採用されないこともあります。

＜申し込み＞進学前に申し込む「予約採用」と、進学してから申し込む「在学採用」があります

＜窓口＞予約採用：在学している高等学校等の奨学金窓口  
在学採用：在学している大学等の奨学金窓口

### 利用のポイント

奨学金は日本学生支援機構のものだけでなく、在学する大学等で実施しているものや、民間団体・地方公共団体が実施しているものもあります。そのような奨学金も日本学生支援機構のホームページで紹介しています。

日本学生支援機構：<http://www.jasso.go.jp/>

### ②生活保護

病気や障害などの理由により、収入を得ることが困難で、利用できる制度やあらゆる支援を活用しても生活保護で定める最低生活費\*を下回っている場合、国が生活を保障する制度です。最低生活費は、世帯の構成員と構成員それぞれの障害などの状況に応じて金額が定められています（地域や年度によっても違いがあります）。

生活保護は申請主義のため、原則生活保護の利用を考えている本人の申請が必要になります。申請後調査があり、調査の結果「生活保護を適用する必要がある」と判断された時には、生活保護の受給が決定されます。申請後、原則2週間で決定が出ます。

### コラム

#### 生活保護の調査について

生活保護は「生活していく上での最後の手段」であり、利用できる資産は利用する、年金・手当金など利用できる制度は利用する、親・兄弟等から援助が受けられる場合は援助を受ける…などあらゆる手をつくしても最低限度の生活を維持できない時に対象になります。そのため、生命保険の有無や金融機関への預貯金の照会、親族へ扶養が可能か確認するための扶養照会が行われます。扶養照会については、状況によっては親族に連絡をしない場合もありますので、親族に連絡を取れない事情がある場合にはよく相談をしてみましょう。

#### ＜生活保護の種類＞

生活保護には8つの扶助があり、保護を必要とする人の生活状態や程度に応じた援助が行われます。

- 生活扶助：衣食その他日常生活のために必要な経費

## 女性のための支援ガイド

- ・住宅扶助：家賃・地代等住居のための費用
- ・教育扶助：学用品費、給食費等、義務教育を受けるために必要な経費
- ・医療扶助：病気やけがで病院にかかる費用
- ・介護扶助：介護サービスを受けるために必要な費用
- ・出産扶助：出産のための費用
- ・生業扶助：自立のために仕事を始めたり、技術を身につけるときの費用  
　　高等学校等就学費
- ・葬祭扶助：葬祭に必要な費用

この8つの扶助の他、障害者加算、母子加算などの各種加算があります。

＜窓口＞居住地の福祉事務所又は生活保護の係

### ポイント

生活保護の種類には8つの扶助、その他各種加算がありますが、その他に、自立促進事業として、就職に必要なスーツ代や精神科でのカウンセリング費用、子どもの塾代などが認められる場合があるので、担当のケースワーカーによく相談してみましょう。

### コラム

#### 最低生活費とは・・・

「生活保護で定める最低生活費」とは、実際どのくらいになのでしょうか？平成23年の東京都23区の基準で計算してみました。

その1 35歳女性の単身世帯で50000円の家賃のところに住んでいる場合

生活扶助	83700円
住宅扶助	50000円
合計	133700円

\*東京都23区の場合、単身世帯の住宅扶助は最大53700円まで認められています。

その2 その1の女性が身体障害者手帳を取得し、障害者加算の対象になった場合

生活扶助	83700円
住宅扶助	50000円
障害者加算	26850円
合計	160550円

## 女性のための支援ガイド

その3 35歳の母と7歳の子の2人世帯。65000円の家賃のところに住んでいる場合。

生活扶助	122410円
住宅扶助	65000円
教育扶助	4710円
児童養育加算	13000円
母子加算	23260円
合計	228380円

\*東京23区の場合、複数世帯の住宅扶助は最大69800円まで認められています。

その4 その3の35歳の母が身体障害者手帳の1級を取得し、障害者加算の対象になった場合

生活扶助	122410円
住宅扶助	65000円
教育扶助	4710円
児童養育加算	13000円
障害者加算	26850円
合計	231970円

\*母子加算と障害者加算は重複して受給できないので、金額の大きいほうが認定されます。

### コラム

「仕事をしているから、生活保護は受けられないのではないか？」という話をよく聞きますが、仕事をしていても、収入が生活保護で定める最低生活費を下回っている場合は、その不足分が保護費として支給されます。

#### ★最低生活費と収入の関係

※生活保護が受けられる場合（最低生活費より収入が少ない場合）

最低生活費	
収入	保護費

※生活保護が受けられない場合（最低生活費より収入が多い場合）

最低生活費
収入

## **女性のための支援ガイド**

### **(7) 生きているのが辛いと感じたとき・・・**

一生懸命暮らしていてもなかなか思うように生きられない、楽な気持になれない、追い詰められた時、生きるのがつらいと思うこともあります。そんな時は、一人の世界に入り込んでしまって多くのことがあります。本当は多くの人たちの中で支えたり支えられながら暮らしが続いていきますが、生きるのがつらいと思うときは「ひとり」を強く感じる時かもしれません。

話を聞いてくれる家族がそばにいる場合や電話ができる友人がいる時は、そんな思いを言葉にしてみてください。もし、誰もいないと思うことがあったら、通院している場合は、主治医やソーシャルワーカーに連絡をしてみてください。また下記の連絡先でも話を聞いて一緒に考えてくれます。

「ひとり」にならないで、あなたがノックしやすい扉をたたいてみてください。

#### **●近隣のいのちの電話**

東京都	東京いのちの電話	03-3264-4343	24 時間
	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10:00~21:00 金・土は 24 時間
	東京英語いのちの電話	03-5774-0992	9:00~23:00
埼玉県	埼玉いのちの電話	048-654-4343	24 時間
神奈川県	川崎いのちの電話	044-733-4343	24 時間
	横浜いのちの電話	045-335-4343 045-336-2477 (スペイン語) 045-336-2488 (ポルトガル語)	24 時間
千葉県	千葉いのちの電話	043-227-3900	24 時間

## 2. 障がいの状態になったら

病気やけがは、治療によってよくなる場合はすぐにもとの生活に戻ることができます。しかし、長期にわたって療養生活が必要な場合、生活に差し障りが出るなど「障害」となることもあります。そのようなときに利用できる制度を紹介します。

### (1) 障害者自立支援法

障害者自立支援法とは、それまでの障がい福祉制度が、身体障害者・知的障害者・精神障害者といった障がい者種別ごとに縦割りでサービスを提供していたことを改め、地方自治体ごとの格差をなくし、さらに財源確保を行うことを目的に施行された法律です。

障害者自立支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業によって構成されています。自立支援給付の中には介護給付・訓練等給付・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）があります。

地域生活支援事業には、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホームなどがあります。

#### ■ 障害者自立支援法で利用できるサービス

障害者自立支援法に沿自立支援システムを図式化すると次ページのように表わすことができます。

サービスを利用するときには区市町村の障害福祉担当窓口に申請し、障害程度区分の認定を受けます。指定特定相談支援事業者によって作られたサービス等利用計画案を区市町村の窓口に提出し、支給が決定されます。

## 女性のための支援ガイド

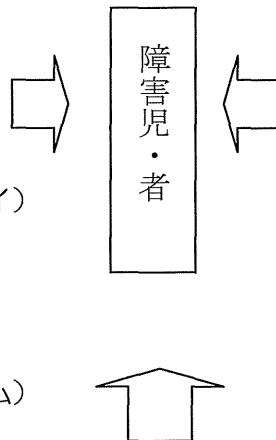
### 障害者自立支援法によるサービス

市町村

#### 自立支援給付

##### 介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）



##### 訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

#### 自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療※
- 精神通院医療※

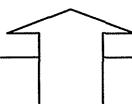
※実施主体は都道府県等

#### 補装具

#### 地域生活支援事業

- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付又は貸与

- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援



#### 地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

都道府県

「障害者自立支援法のサービス利用について」全国社会福祉協議会 平成24年4月版P3を元に作成

## (2) 障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

### ①身体障害者手帳

一定の障がいを有する方に対して申請により交付されるもので、様々な福祉施策を利用するためには必要な手帳です。

#### <交付対象>

- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・平衡機能障害
- ・音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
- ・内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）
- ・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害

#### <利用できるサービス>

- ・医療費の助成
- ・税金の控除、減免
- ・手当金
- ・交通機関の料金割引 など

\*利用できるサービスは、お住まいの区市町村、手帳の等級によって異なりますので、窓口で確認して下さい。

#### <窓口>区市町村の障がい者福祉課

### ②療育手帳

知的障がいのある方が、一貫した療育・援護や福祉サービス等を受けやすくするために交付されるものです。この手帳は、都道府県によって名称が異なることがあります（東京都：愛の手帳、埼玉県：みどりの手帳）。

#### <利用できるサービス>

- ・医療費の助成
- ・税金の控除、減免
- ・手当金
- ・交通機関の料金割引 など

## **女性のための支援ガイド**

---

\*利用できるサービスは、お住まいの区市町村、手帳の等級によって異なりますので、窓口で確認して下さい。

<窓口>

- 18歳未満の方：児童相談所
- 18歳以上の方：心身障害者福祉センター

### **③精神障害者保健福祉手帳**

自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳です。この手帳を持っていることにより、様々なサービスを利用することが可能となります。この制度に該当するかどうかは、主治医に確認が必要です。また、初診日から6か月が経過していないと申請はできません。有効期間は2年です。

「精神障がい」という言葉があると、申請を躊躇してしまう方がいるかもしれません。そこで、この制度の根拠法である精神保健福祉法における「精神障がい」のとらえ方について説明します。日本で障がいというと概ね身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つを指し、各障害者手帳を取得することが様々な支援やサービスを受けるための基本となっています。身体障害手帳や療育手帳など他の障害者手帳の制度は、「足が不自由だから車いすが必要」「耳が不自由だから手話通訳が必要」といったような生活能力障がいやハンディキャップに対して援助を行うというまさに福祉の施策です。一方、精神保健福祉法では、「精神障がい」を医学的概念を用いて疾患（病気）としてとらえています。つまり、この法律で「精神障がい」というときには、ごく軽度の精神疾患や短期的な精神疾患を含み、他の制度に比べ対象者の範囲が広くなっているのです。

そのような「精神障がい」のある方のうち、生活上に一定程度支障が出ている方が申請した時に、この手帳が発行されるのです。症状に波のある方や軽快する方が多いため、有効期間が設けられています。（有効期間の2年を過ぎて、なお障がい状態にある方は更新申請をすることができます。）

この制度に限らず、あらゆる社会資源が皆さんとの暮らしやすさにつながるように用意されています。すべては、皆さんが自ら申請し、様々なサービスを積極的に上手に利用していくことから始まります。

<利用できる主なサービス>

- 税金の控除、減免
- 都営交通乗車証の発行（東京都にお住まいの方）

- ・公立施設の利用料の割引、無料
  - ・駐車禁止規制からの除外措置
  - ・生活保護の障害者加算
  - ・携帯電話料金の割引
  - ・障害者求人への応募
- など

\*利用できるサービスは各区市町村によって（民間企業によっても）異なりますので、窓口で確認して下さい。

<窓口>区市町村（保健センターまたは障がい者福祉課）

### （3）障害者手帳をお持ちの方の医療費助成

#### ■ 重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳 1・2 級（内部障がいの方は 1・3 級）の方、又は療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳）1・2 度の方の医療費（食事代・室料差額・自費分を除く）が助成される制度です。

<対象者>次のいずれかに該当する方で、健康保険証をお持ちの方

- ・身体障害者手帳 1、2 級（内部障がいの方は 1、3 級）の方
- ・療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳）1、2 度の方

※年齢制限、所得制限、助成内容等は区市町村によって異なります。詳しくは窓口に確認をしてください。

<窓口>区市町村の福祉事務所、障がい者福祉課

\*東京都の場合

<年齢制限>

65 歳以上の方は身体障害者手帳の申請をすることはできますが、1・2 級（内部障がいの場合は 1・3 級）に該当しても、医療費助成は利用できません。後期高齢者医療（P.O 参照）に加入することになります。

<所得制限>あり。所得基準を超える方は医療費助成の対象になりません。

<費用負担>

## 女性のための支援ガイド

	入院	外来
住民税課税	かかった医療費の1割 44400円+食事代	12000円
住民税非課税	食事代のみ	自己負担なし

### 利用のポイント

65歳以上で医療費助成の対象になった場合、後期高齢者医療に加入することになります。東京都の場合は、65歳以上の方は重度心身障害者医療費助成を利用することはできませんが、他の都道府県では対応が異なりますので、窓口によく確認をしましょう。

## (4) 障害年金

障害年金とは、病気やけがによる障害によって日常生活に制限を受けている方への経済保障です。

### ① 障害基礎年金

＜支給条件＞次の条件の全てに該当した場合に支給されます。

① 65歳未満の方で日本国内在住期間に障害の原因となった病気やけがの初診日（3参照）があること。（ただし老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方を除く）

② 上記①の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達した時、または障害認定日（3参照）において、障害等級表（注）の1級または2級のいずれかの状態になっていること。

\*ただし障害認定日においては障害の程度が軽い場合であっても、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられる場合があります（事後重症制度）。

（注）本書では、障害等級表の代わりにPOの7に「障害の状態の基本」、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準（精神の障害）」の一部を参考として掲載しました。

③ 保険料の納付要件（4参照）を満たしていること。

### ※20歳前に初診日がある障害基礎年金について

初診日が20歳前の時には、20歳になったとき（20歳後に初診日から1年6か月を迎える方は1年6か月を迎えた日）に申請ができます。③の保険料納付要件は不要です。ただし、本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があり

ます。

※支給開始時期について

障害認定日による申請は、5年を上限にさかのぼって支給されます。事後重症による申請は、請求月の翌月からになります。

② 障害厚生年金

(支給条件) 次の条件の全てに該当した方に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（3参照）があること。
- ② 上記①の病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（3参照）において、障害等級表（注）の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。ただし、障害認定日において障害の程度が軽い場合であっても、その後重くなったときは、事後重症制度があります。
- ③ 保険料の納付要件（4参照）を満たしていること。

（注）本書では、障害等級表の代わりにP〇のアに「障害の状態の基本」、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準（精神の障害）」の一部を参考として掲載しました。

※支給開始時期について

障害認定日による申請は、5年を上限にさかのぼって支給されます。事後重症による申請は、請求月の翌月からになります。

③ 用語の説明

「初診日」-初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいう。

「障害認定日」-障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日または1年6か月以内にその病気やけがが治った（症状が固定した）日をいう。

④ 保険料の納付要件

- ① 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金等の被保険期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。

または

- ② 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと

## 女性のための支援ガイド

(平成 28 年 3 月までの特例措置)。

※上記の条件は、初診日の前日でみます。したがって、初診日前日までの滞納（納付が遅れた）期間については、初診日以降に納付しても障害年金の納付要件を見るときには反映されません。

### ⑤ 申請窓口

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| ◇厚生年金の方で現在も厚生年金加入中の方        | ⇒事業所を管轄する年金事務所 |
| ◇厚生年金の方で現在は他の年金か未加入の方       | ⇒現住所を管轄する年金事務所 |
| ◇国民年金の方・20 歳以前の初診で年金未加入だった方 | ⇒区市町村の国民年金課    |
| ◇共済年金の方                     | ⇒各共済組合窓口       |
- \* 事業所を管轄する年金事務所が遠方で通うことが難しい場合は、他の年金事務所でも受付できます。

### ⑥ 支給される年金額

障害の程度	支給される年金・手当金の額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1 級障害	(報酬比例の年金額) × 1. 25 + (配偶者の加給年金額)	983,100 円 + 子の加算額
2 級障害	(報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額)	786,500 円 + 子の加算額
3 級障害	(報酬比例の年金額) 589,900 円に満たないときは、 589,900 円	

障害手当金 (一時金)	(報酬比例の年金額) × 2  1,150,200 円に満たないときは、1,150,200 円	
----------------	---	--

(日本年金機構パンフレット「障害基礎年金・障害厚生年金の仕組み(平成24年度版)」より)

\* 18歳未満の子1人につき22万6300円が加算(第3子以降の子は1人につき7万5400円)があります。障害厚生年金はさらに、配偶者にも加給年金22万6300円の加算があります。(いずれも平成24年度の金額です)

### ⑦ 障害の程度

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国民年金法施行令表(1級・2級)、厚生年金保険法施行令別表第1(3級)および厚生年金法施行令別表第2(障害手当金)に規定されています。

その障害の状態の基本は、次のとおりです。

## 女性のための支援ガイド

等級	障害の状態（全体）
1級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁することができない程度のものです。例えば、身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。
2級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。この日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。
3級 (厚生年金 のみ)	労働が著しい制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のもの。また、「傷病が治らないもの」にあっては、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度もの。（傷病が治らないもの）については、障害手当金に該当する程度の障害がある場合であっても3級に該当します。)
障害手当金 (厚生年金 のみ)	「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のもの。

（日本年金機構パンフレット「障害基礎年金・障害厚生年金の仕組み（平成24年度版）」より）

※お問い合わせは、お近くの年金事務所、年金相談センターまたは「ねんきんダイヤル」へ。

「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165（ナビダイヤル）

050または070から始まる電話でかける場合は

03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 8:30～19:00

火～金曜 8:30～17:15（月は19:00まで）

第2土曜 9:30～16:00

\*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談を受けます。

\*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

## **女性のための支援ガイド**

### **利用のポイント**

#### **★窓口へ行く前に**

年金の申請は複雑なうえ、本人（または家族）が発症時から現在に至るまでの経過について整理する必要があります。

窓口へ行く前に、以下のことを確認しておくと比較的スムーズに申請手続きを進めることができます。

- ・発症時の状態
- ・具合が悪くなってから最初に受診した医療機関と診療科
- ・初診日と障害認定日
- ・障害認定日にかかっていた医療機関

日にちをはっきり覚えていなくても、最初の医療機関がわかれれば、そこに問い合わせることもできますので大丈夫です。

日記や診察券、医療機関の領収書、診断書などから、できる範囲で自分なりに情報を整理しておきましょう。

「障害年金の申請をしたいのに自分では何もできない」と感じるときでも、あきらめないで医療機関のソーシャルワーカーに相談しましょう。ソーシャルワーカーは一緒に考えたり、相談者ができないところや一緒にやってもらいたいところを手伝うことができます。